

「職業会計士のための倫理規程の構成の改善（フェーズ１）」

（原題：Improving the Structure of the Code of Ethics for Professional Accountants—Phase 1）

【公表日：2015年12月21日／コメント期限：2016年4月18日】

1. ストラクチャープロジェクトの概要

- ✓ 本プロジェクトは、IESBA 倫理規程の理解可能性及び有用性を高め、それによって倫理規程の採択(adoption)、効果的で首尾一貫した適用及び執行（事後に実施される検査等）を容易にすることを目的としたプロジェクトである。構成の見直しは、原則として、既存の規定の内容を変えるものではない。
- ✓ フェーズ１では、Table of contents（目次）、Guide to the Code（倫理規程の手引き）、Part A（倫理規程の序論及び基本原則）、Part C（会計事務所等所属の職業会計士）¹、C 1（監査・レビュー業務の独立性）²及び Glossary（用語集）を対象としている。
- ✓ フェーズ２では、Part B（企業等所属の職業会計士）³、法令違反への対応、C 1における一部パート（長期関与、非保証業務、利用と配布の制限が付された報告書）及びC 2（その他の保証業務の独立性）⁴を対象とすることとされている。

2. 本公開草案（フェーズ１）の概要

- (1) 概念的枠組みの適用及び基本原則の遵守に関する要求事項をより明確化し、その重要性を強調した。
- (2) 要求事項と適用指針を明確に区別した。要求事項の番号の前には「R」、適用指針には「A」を付した。適用指針は関連する要求事項の次に記載するようにした。また、要求事項においては、“shall”の文言を使い、要求事項であることを明確化し、適用指針では“shall”の文言を使用しないこととした。
- (3) 責任（各規定の対象者）についてより明確にした。関連する場合には、会計事務所等の責任及び特定の職業会計士の責任を明確に識別できるようにした。
- (4) 可読性及び有用性向上のため、より分かり易い言葉とした。より簡潔かつ短い文章を用い、複雑な文法構造を簡素化し、能動態の使用を増やし、法律用語や古風な用語を避けることとした。
- (5) 必要箇所を特定しやすくするため、倫理規程の手引きを追加した。

¹ 現行 Part B の一部

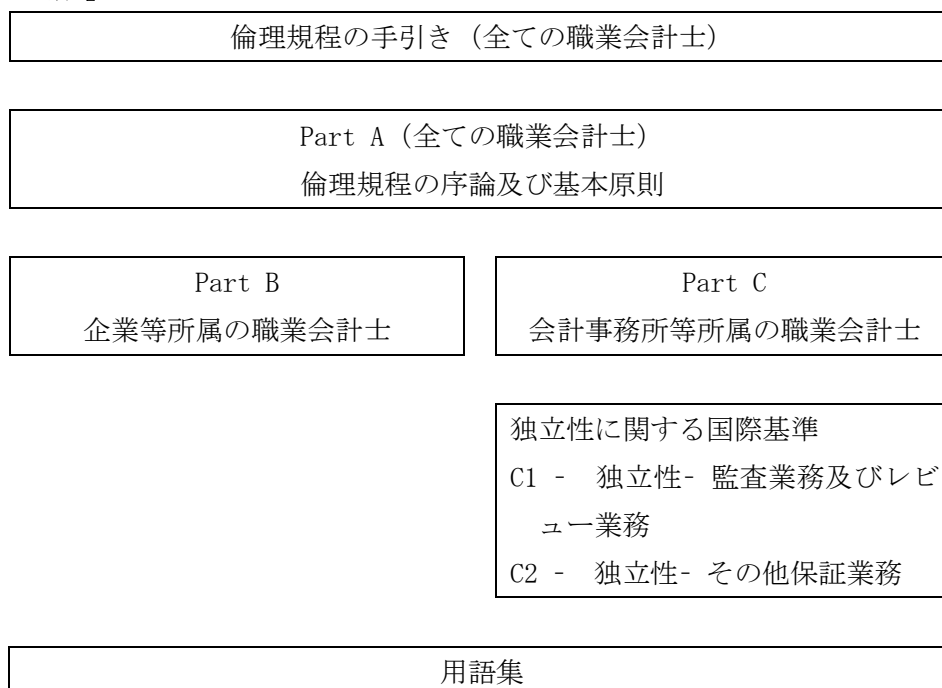
² 現行セクション 290「独立性－監査業務及びレビュー業務」。ただし、長期関与、非保証業務、利用と配布の制限が付された報告書に関する項を除く。

³ 現行 Part C

⁴ 現行セクション 291「独立性－その他の保証業務」

- (6) 倫理規程を適切に再構成して明確性及び有用性を高め、将来的に電子機能を活用すべく倫理規程の配置を調整した。
- (7) 各セクションを自己完結的なセクションとするとともにサブセクションを設定した。具体的には、各セクションにおいて、それぞれ序論を設け、背景情報（存在する可能性のある阻害要因を含む。）を幅広く記述するとともに、基本原則への準拠が重要であるので、必ず基本原則への参照を行うこととした。
- (8) 修正を容易にするため、ナンバリングを見直した。
- (9) 企業等所属の職業会計士に係る規定が会計事務所等所属の職業会計士にも関連する点を考慮し、また独立性のセクションを倫理規程の末尾に移動することにより今後の拡充に配慮した構成となる点を踏まえ、会計事務所等所属の職業会計士に係る規定と企業等所属の職業会計士に係る規定の位置を入れ替えた。これに加え、独立性のセクションを読みやすくし、必要箇所の特定を容易にするため、小見出しを増やした。
- (10) 『定義』のセクションを拡充し、『用語集』として整理した。
- (11) 倫理規程のタイトルを変更した。原則主義を堅持しつつ、要求事項についても焦点を当てることを目的として、現行の“Code”に加えて“Standards”という文言を追加することにより、“Code”と“Standards”の両方を含むタイトルとすることとした（“Code of Ethics for Professional Accountants”⇒“International Code of Ethics Standards for Professional Accountants”）。

【全体の構成】



以 上